平成２１年（フ）第１４５９号
千葉県船橋市高根台１丁目11番12―204号
債務者　田澤　美紀（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７０号
千葉市花見川区横戸台９番地14
債務者　八木喜美江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３６１号
長野県松本市両島23番29号　スクウェアガーデンＣ―307
債務者　辻　　眞
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３９４号
長野県大町市美麻12067番地
債務者　稲垣　一代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６５号
静岡県下田市白浜1714番地の１
債務者　遠藤　有佳
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３５２１号
名古屋市東区筒井２丁目９番８号　メゾン車道４Ｈ号
債務者　渡邊　敏行
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５２８号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番４―208号
債務者　林　三喜人
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９１号
大阪市生野区生野東４丁目２番８―502号
債務者　福池　沙織
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４２号
大阪府大東市御供田２丁目16番９号
債務者　片川　広美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４３号
大阪府吹田市山田東４丁目９番13―103号
債務者　中筋　　亨
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８７号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―105号
債務者　岸田　勝子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１３号
大阪市西成区太子１丁目11番３号
債務者　椎木　融代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７２号
大阪市東成区深江北３丁目23番４号
債務者　鈴木優香こと　元　　兪辰
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７３号
大阪市東成区深江北３丁目23番４号
債務者　鈴木　　均
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５２号
大阪市北区末広町１番４号　浄地苑マンション501号室
債務者　上野　修睦
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番21号　アパート加賀208号
債務者　菅野　一夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０３２号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　エクレールオザキ303号
債務者　西野　公啓
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５７号
大阪府吹田市津雲台６丁目19番１―504号
債務者　竹内　邦枝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部